

大阪市立大学生活科学部電子顕微鏡室利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪市立大学生活科学部電子顕微鏡室規程の趣旨に基づき、電子顕微鏡室及びその機器の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費の負担)

第2条 電子顕微鏡室の利用に伴う経費については、原則として利用者が負担することとし、利用者は別表に定める利用料を納入しなければならない。

(利用登録)

第3条 電子顕微鏡室の利用を希望する者は、年度毎に利用登録申請を行い、別表に定める登録料を納入しなければならない。利用登録申請は随時受け付ける。

(設備機器の操作)

第4条 電子顕微鏡室の設備機器は、利用者自らが操作するものとする。但し、初回利用及び機器の操作に未熟な場合は技術支援担当職員（以下、「担当職員」という。）の指示を受けることとする。

(厳守事項)

第5条 利用者は、電子顕微鏡室運営委員会（以下、「運営委員会」という。）の定める次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 電子顕微鏡室の秩序維持及び整理整頓に努めること。
- (2) 空調は常時稼働（冷房 20℃）とする。温度設定の変更や電源を切らないこと。
- (3) 理系地区守衛室で管理する部屋の鍵を借りた者は、利用後施錠し速やかに守衛室へ返却すること。他者が利用中の場合は引き継ぎにより鍵の管理を徹底すること。
- (4) 機器、備品等を無断で持ち出さないこと。
- (5) 持ち込んだ物品は、作業終了後持ち帰ること。作業が長期にわたる場合の持ち込み保管や大型機器の持ち込みに関しては、担当職員の指示に従うこと。
持ち込み物品の破損・紛失等あらゆるトラブルに関して、運営委員会はその責任を一切負わない。
- (6) 設備機器を使用する際は、それぞれ定められた事項に従うこと。操作方法が不明確な状態で使用しないこと。
- (7) 設備機器の破損事故等トラブルが生じた場合は、速やかに所属学部の運営委員と担当職員へ連絡すること。状況をトラブル記録ノートへ記入すること。
- (8) 前号の破損事故等に於いて、利用者本人の故意もしくは重大な過失によるものと認

められる場合は、修繕費用等の経費を負担すること。

(9) 電気、火気、水道、空調、戸締り等の安全に留意すること。

2 前項各号の事項に違反した場合、運営委員会委員長は当該利用者の利用を停止あるいは禁止することができる。

(国際規制物資の取扱い)

第6条 国際規制物資の使用を希望する者は、運営委員会に国際規制物資使用登録を申請し許可を得なければならない。使用の際は、国際規制物資使用上の注意を遵守すること。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、電子顕微鏡室の利用に関し必要な事項は、運営委員会委員長が別に定める。

(附則)

この規程は平成27年7月9日から施行する。